

函館市特定公共賃貸住宅等の暴力団員排除に関する取扱要綱

目次

- 第1章 総則（第1条～第2条）
- 第2章 入居希望者への周知（第3条）
- 第3章 警察署長の意見の聴取等（第4条～第5条）
- 第4章 暴力団員に対する使用の制限等（第6条～第10条）
- 第5章 警察署との連携等（第11条～第12条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、特定公共賃貸住宅および共同施設として整備された駐車場（以下「特定公共賃貸住宅等」という。）における暴力団員の入居の制限等について函館市特定公共賃貸住宅条例（平成9年函館市条例第30号。以下「条例」という。）および函館市特定公共賃貸住宅条例施行規則（平成9年函館市規則第55号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

- 第2条 この要綱における用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- （1）暴力団員 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
 - （2）既存入居者 平成20年12月31日以前に特定公共賃貸住宅の入居決定等を受け、現に特定公共賃貸住宅に入居している者およびその同居者をいう。
 - （3）入居予定者 平成21年1月1日以降に特定公共賃貸住宅の入居の申込みをした者のうち、特定公共賃貸住宅の入居候補者として選考された者であって、その者およびその者と現に同居し、または同居しようとする者をいう。
 - （4）承認申請者 平成21年1月1日以降に同居の承認または入居の承継の承認の申請を行った者をいう。

- (5) 使用申込者 平成21年1月1日以降に共同施設として整備された駐車場（以下「駐車場」という。）の使用の申込みをした者をいう。
- (6) 入居予定者等 入居予定者，承認申請者および使用申込者をいう。
- (7) 暴力的不法行為等 暴力団対策法第2条第1号に規定する違法な行為をいう。

第2章 入居希望者への周知

(周知の内容)

第3条 入居者の公募のときに配付する入居者募集案内やインターネットの市のホームページ等においては，次の事項を明らかにするものとする。

- (1) 新たに入居しようとする世帯のうち，いずれかが暴力団員である場合は，入居決定しないこと。
- (2) 入居後，新たに同居させようとする者が暴力団員である場合は，同居を認めないこと。
- (3) 入居名義人の死亡等により同居者が入居の権利等を承継する際に，新たに入居名義人になる者またはその同居者（同居しようとする者を含む。）が暴力団員である場合は，承継を認めないこと。
- (4) 新たに駐車場を使用しようとする者が暴力団員である場合は，使用を決定しないこと。
- (5) 入居者またはその同居者（以下「入居者等」という。）が暴力団員であることが判明した場合は，特定公共賃貸住宅からの退去または特定公共賃貸住宅等の明渡しを求める勧告を行い，この勧告に従わない場合は，特定公共賃貸住宅等の明渡しを請求できること。
- (6) 入居予定者等（第4条第3項に掲げる者を除く。）が暴力団員であるかどうかを北海道函館方面函館中央警察署長および北海道函館方面函館西警察署長（以下「警察署長」という。）に意見を求めること。
- (7) 警察署長は，市長に対し暴力団員であるかどうかの意見を述べるができること。

第3章 警察署長の意見の聴取等

(警察署長の意見の聴取)

第4条 条例第29条に規定する警察署長の意見の聴取は、別記第1号様式により当該特定公共賃貸住宅等の所在地を管轄している警察署長あて行うものとする。

2 前項の特定公共賃貸住宅等の所在地および管轄する警察署は、北海道函館方面函館中央警察署（以下「函館中央警察署」という。）にあつては、別紙の別表1のとおり、北海道函館方面函館西警察署（以下「函館西警察署」という。）にあつては別紙の別表2のとおりとする。

3 第1項の意見の聴取にあつては、当該年度の4月1日現在で満16歳未満の者を除外して行うものとする。

4 第1項の意見の聴取にあつては、次に掲げる事項を付して行うものとする。

(1) 氏名

(2) 性別

(3) 生年月日

(4) 現住所

5 条例第29条第2項に規定する「特定公共賃貸住宅の管理のため特に必要があると認めるとき」とは、次の各号に掲げる場合をいう。

(1) 入居者等が、特定公共賃貸住宅等の敷地内において、暴力団の組織、名称、活動等に関する看板その他これに類する物件を掲示し、または暴力団員と疑われる不特定または多数の者を当該敷地内に頻繁に出入りさせたとき

(2) 入居者等が、特定公共賃貸住宅等の敷地内において、他の入居者等または職員もしくは市が指定する指定管理者その他特定公共賃貸住宅等の管理に関わる者（以下「特定公共賃貸住宅等の関係者」という。）に対し、著しく粗野もしくは乱暴な言動で迷惑をかけたとき

(3) 入居者等が特定公共賃貸住宅等の敷地内に出入りさせた暴力団員と疑われる者が、当該敷地内において、他の入居者等または特定公共賃貸住宅等の関係者に対し、著しく粗野もしくは乱暴な言動で迷惑をかけたとき

(4) 入居者等が、暴力的不法行為等を行った疑いにより逮捕されたとき

(5) 入居者等が特定公共賃貸住宅等の敷地内に出入りさせた暴力団員と疑われる者が、当該敷地内において、暴力的不法行為等を行った疑いにより逮捕されたとき

(6) その他、入居者等が他の入居者等や特定公共賃貸住宅等の関係者に危害を加えたときまたは加えるおそれが明白であるとき

(警察署長の回答)

第5条 警察署長は、前条第1項の規定により意見を求められたときは、市長に対し次により述べるものとする。

(1) 暴力団員に該当する者がいない場合は、別記第2号様式により述べるものとする。

(2) 暴力団員に該当する者がある場合は、別記第3号様式により述べるものとする。

2 警察署長は、市長からの意見の求めに係わらず、暴力団員による特定公共賃貸住宅等の使用が判明した場合は、別記第4号様式により意見を述べるができるものとする。

第4章 暴力団員に対する使用の制限等

(入居不決定等)

第6条 条例第29条第1項の規定により入居予定者等が暴力団員であることが判明したときは、条例第7条第2項に規定する入居者としての決定、条例第27条の3に規定する駐車場の使用者としての決定、または条例第13条に規定する同居の承認および条例第14条に規定する入居の承継の承認をしてはならない。

2 前項の規定により決定または承認しない場合にあっては、入居予定者等に対しその旨通知するものとする。

(勧告)

第7条 条例第30条に規定する勧告は、市長と協議のうえ、3月以上の期間を付して配達証明および内容証明郵便により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ行うものとする。

(1) 入居者が暴力団員の場合 別記第5号様式その1により、現に入居している特定公共賃貸住宅からの退去または当該特定公共賃貸住宅等の明渡しを勧告

(2) 同居者の一部または全部が暴力団員の場合 別記第5号様式その2により、入居者に対し、暴力団員である同居者のすべてについて、現に入居している特定公共賃貸住宅からの退去または当該特定公共賃貸住宅等の明渡しを勧告

(3) 入居者およびその同居者の一部または全部が暴力団員の場合 別記第5号様式その3により、前2号に掲げる事項を併せて勧告する。

- 2 平成21年1月1日以降入居決定等された入居者等が条例第29条第2項の規定により暴力団員であることが判明したときは、第4条第5項各号のいずれかに該当することをもって特定公共賃貸住宅の管理のため特に必要があるものとし、入居者に対し特定公共賃貸住宅等の明渡しその他必要な措置をとるべき旨を勧告できるものとする。
- 3 既存入居者が条例第29条第2項の規定により暴力団員であることが判明したときは、第4条第5項第4号から第6号のいずれかに該当することをもって特定公共賃貸住宅の管理のため特に必要があるものとし、特定公共賃貸住宅等の明渡しその他必要な措置をとるべき旨を勧告できるものとする。
- 4 前2項による勧告は、条例第26条第1項第1号から第5号の規定により特定公共賃貸住宅等の明渡しを請求する場合を除いて行うものとする。

(明渡し請求)

第8条 市長は、前条に規定する勧告に従わない入居者等に対し、別記第6号様式により、期限を指定して、特定公共賃貸住宅等の明渡しを請求するものとする。

- 2 前項の請求の期限は、当該請求書を発した日から起算して、30日目の日とし、その請求は配達証明および内容証明郵便で行うものとする。

(明渡し訴訟)

第9条 市長は、前条の停止条件付き特定公共賃貸住宅等の明渡し請求で指定した期限までに当該特定公共賃貸住宅等の明渡しに応じない者に対して、特定公共賃貸住宅等の明渡しを求める訴訟の手続きを行うものとする。

(勝訴後の措置)

第10条 市長は、前条の規定による特定公共賃貸住宅等の明渡し訴訟を提起して勝訴判決を得た場合で、当該訴訟提起の対象となった入居者等が特定公共賃貸住宅等を明け渡さないときは、速やかに強制執行の手続きを行うものとする。

第5章 警察署との連携等

(相互協力)

第11条 市と函館中央警察署および函館西警察署は、特定公共賃貸住宅等における

暴力団員の入居の制限等を行うにあたり、必要な事項について協定するものとする。

- 2 条例、規則およびこの要綱等に基づく事務を行うにあたり、暴力団員による暴力行為等により特定公共賃貸住宅等の関係者の安全が確保されないおそれなどがある場合は、警察署長に対し別記第7号様式により、警察官の出動等必要な支援を要請するものとする。

(情報の管理)

第12条 市および函館中央警察署ならびに函館西警察署は、提供された情報を適正に管理するものとする。

附 則

この要綱は、平成21年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年10月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表1 函館中央警察署管轄内の特定公共賃貸住宅等

No.	団地名	町名	竣工年度	棟数	管理戸数	駐車場	階数	備考
1	小安西	小安町711番地	H9	1	4	○	2F	特公賃
2	川汲緑ヶ丘	川汲町1587番地	H7	1	4	○	2F	特公賃

別表2 函館西警察署管轄内の特定公共賃貸住宅等

No.	団地名	町名	竣工年度	棟数	管理戸数	駐車場	階数	備考
1	豊川団地	豊川町3番	H9	1	32	○	6F	特公賃
2	弥生団地	弥生町5番	H10	1	30	○	3F	特公賃

別記第1号様式

函 都 住
年 月 日

北海道函館方面函館 警察署長 様

函館市長

暴力団員による特定公共賃貸住宅等の使用制限に伴う情報提供について（照会）

このことについて、次の者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であるかどうかを確認のうえ、御回答ください。

記

- 1 調査対象者 ほか 件（別表のとおり）
- 2 回答期限 年 月 日まで

別記第2号様式

年 月 日

函館市長 様

北海道函館方面函館 警察署長

暴力団員による特定公共賃貸住宅等の使用制限に伴う情報提供について（回答）

年 月 日付け函都住で照会された者については、現時点において、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員ではありません。

別記第5号様式その1 (入居者が暴力団員の場合)

函 都 住
年 月 日

住 所
団地 号棟 号室

様

函館市長 印

勧 告

あなたは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であることが判明したことから、函館市特定公共賃貸住宅条例第30条の規定により、次のとおり勧告します。

なお、この勧告に従わないときは、同条例に基づき住宅の明渡し請求を行うことがあります。

記

・ 勧告の内容

年 月 日までに現に入居している住宅からあなたが退去し、または住宅を明け渡すこと。

ただし、暴力団員でなくなったときは、その旨申し出ること。

()

別記第5号様式その2 (同居者の一部または全部が暴力団員の場合)

函 都 住
年 月 日

住 所
団地 号棟 号室

様

函館市長 印

勧 告

あなたが同居させている者（以下「同居者」という。）は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であることが判明したことから、函館市特定公共賃貸住宅条例第30条の規定により、次のとおり勧告します。

なお、この勧告に従わないときは、同条例に基づき住宅の明渡し請求を行うことがあります。

記

1 暴力団員である同居者の氏名

〇〇 〇〇

2 勧告の内容

年 月 日までに現に入居している住宅から暴力団員である同居者を退去させること、または住宅を明け渡すこと。

ただし、暴力団員でなくなったときは、その旨申し出ること。

()

別記第5号様式その3 (入居者およびその同居者の一部または全部が暴力団員の場合)

函 都 住
年 月 日

住 所
団地 号棟 号室

様

函館市長 印

勧 告

あなたと、あなたが同居させている者（以下「同居者」という。）は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であることが判明したことから、函館市特定公共賃貸住宅条例第30条の規定により、次のとおり勧告します。

なお、この勧告に従わないときは、同条例に基づき住宅の明渡し請求を行うことがあります。

記

1 暴力団員である同居者の氏名

〇〇 〇〇

2 勧告の内容

年 月 日までに現に入居している住宅から、あなたが退去し、かつ、暴力団員である同居者を退去させること、または住宅を明け渡すこと。

ただし、暴力団員でなくなったときは、その旨申し出ること。

()

別記第 6 号様式

函 都 住
年 月 日

様

函館市長 ㊟

特定公共賃貸住宅の明渡しについて（請求）

年 月 日付け函都住による勧告書で平成 年 月 日までに退去
または住宅を明け渡すよう勧告しましたが、いまだに履行されていません。

よって、函館市特定公共賃貸住宅条例第 26 条 1 項第 6 号の規定に基づき、同指定期限の
日限りをもって、下記住宅の使用許可を取り消します（賃貸借契約を解除する）ので直ち
に明け渡すよう請求します。

本請求に応じられなかった場合は、訴訟を提起することとなりますので、念のため申し
添えます。

記

1 特定公共賃貸住宅の表示
特定公共賃貸住宅 団地 号棟 号

2 指定期限
年 月 日

3 根拠法令
函館市特定公共賃貸住宅条例第 26 条

付記

受取人

市 町 丁目 番 号
特定公共賃貸住宅 団地 号棟 号

〇〇〇 〇〇

差出人

函館市東雲町 4 番 1 3 号

別記第7号様式

函 都 住
年 月 日

北海道函館方面函館 警察署長 様

函館市長

特定公共賃貸住宅等における暴力団排除に関する支援要請について

このことについて、次のとおり支援を要請します。

記

1 支援を必要とする理由

2 支援を必要とする日時および場所

()